

収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策） の交付申請に必要な証明書類について



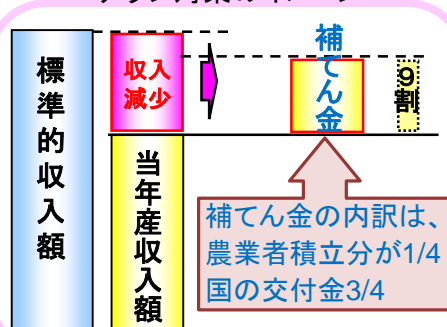
30年産の交付申請は、平成31年4月1日からの受付開始となりますが、申請に必要な証明書類は、今年の出来秋から準備してください。

1. ナラシ対策補てん金算定の考え方

収入減少影響緩和交付金の補てん金は、収穫した翌年の3月31日までに、農産物検査を受け、出荷・販売した実績（生産実績数量）に基づき支払われます。



ナラシ対策のイメージ



2. ナラシ対策の交付申請に必要な証明書類

生産実績数量の確認のために、次の書類が必要となります。

- ① 農産物検査結果通知書(写し)
- ② 出荷・販売契約数量を確認できる書類

5年間保存

(平成37年3月31日まで)

(例) 請求書、納品書、領収書、契約書、注文書のいずれか農産物直売所の場合は、販売明細でも可



①農産物検査結果通知書

検査格付結果通知票				整理番号
検査年月日	平成30年9月0日	種類	水稲	検査請求者氏名
			うるち米	農林 太郎
産地	〇〇 検査場所	JAO〇〇倉庫	検査方法	抽出
市町村・集落	〇〇市〇〇△△1-2	包数・量目	紙30 kg	
出荷業者等	検査請求数量	100	検査請求区分	3 条第 項
品 種 名	等 級	検査数量	水 分	格付理由
コシヒカリ	1	100	14.9	皆掛 30.5kg 風袋 0.5kg 正味 30.0kg
平成 30 年 9 月 〇 日				
農林 太郎 殿				

②出荷・販売契約数量を確認できる書類

納品書 (控え)		NO. _____			
〇〇〇米穀店 様		農林 太郎			
30 年 1 2 月 2 4 日		〒999-0000 〇〇県〇〇市〇〇△△1丁目2番 TEL 0000-00-0000			
品 名	数 量	単 価	金 額	備 考	
30年産 〇〇専産コシヒカリ(玄米30kg)	20俵	7,000	140,000		
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
消費税			11,200		
合 計			151,200		

②の出荷・販売契約数量を確認できる書類は、販売者、購入者、販売内容(年産・銘柄・玄米精米の別・量目)、数量が確認できるように作成してください。

【お問い合わせ先】

新潟県 北陸農政局新潟県拠点地方参事官室
電話 025-228-5290

石川県 北陸農政局石川県拠点地方参事官室
電話 076-203-9140

富山県 北陸農政局富山県拠点地方参事官室
電話 076-441-9307

福井県 北陸農政局福井県拠点地方参事官室
電話 0776-30-1619

3. 証明書類の添付省略について



次の場合、米穀は申請書への証明書類の添付が省略できます。

※ 添付を省略した場合であっても、証明書類は自宅等で5年間保存する必要があります。

(1) 米穀の検査を受けたJA・集荷業者等に販売又は販売委託した場合

JA・販売業者等において、収入減少影響緩和交付金における数量証明が行われれば、**証明書類（①及び②）の添付を省略することができます。**



※数量証明の様式に係るお問い合わせは、おもて面下部記載の【お問い合わせ先】まで、ご連絡ください。

(2) 上記(1)以外の場合（直接販売等）

ア 証明書類の添付省略に関する申出書

別紙参考様式第7号

<記載例>
平成31年4月15日

北陸農政局長 殿

住所 ○○県○○市○○△△1丁目2番
氏名 農林 太郎 印

米穀の直接販売分の証明書類の添付省略に関する申出書

収入減少影響緩和交付金に係る米穀の直接販売分の証明書類について、枚数が非常に多く、申請に係る負担が大きいため、添付を省略することを申し出ます。
なお、添付を省略するにあたって、下記の事項について遵守することを誓約します。

記

- 1 証明書類は、交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存するとともに、地方農政局の職員が検査を実施する場合には速やかに開示いたします。
- 2 検査の結果、交付申請を行った数量に誤りが発見され、再計算の結果、交付金が過大となっていた場合には、過大分の交付金について速やかに返還いたします。
- 3 また、交付金が過小であった場合にあっては、追加交付は行われないうちについて了承し、異議を申し立てません。

① 農産物検査結果通知書

※販売先・販売受託先と農産物検査実施機関が異なる場合は、農産物検査実施機関において、収入減少影響緩和交付金における米穀の農産物検査数量等証明が行われれば、①の書類に代えることができます。

② 出荷・販売契約数量を確認できる書類

※ ②の「出荷・販売契約数量を確認できる書類」の枚数が多い場合は、下記の書類(ア及びイ)の提出で、②の添付を省略することができます。

ア「米穀の直接販売分の証明書類の添付省略に関する申出書」

イ「直接販売した米穀の数量報告書」

ア及びイの様式は、北陸農政局のホームページからダウンロードできます。



イ 直接販売した米穀の数量報告書

別紙参考様式第6号の1

直接販売した米穀の数量報告書(玄米)

<記載例>

玄米・精米別に提出
精米は別紙参考様式第6号の2に記載

販売の相手先	銘柄名等			契約年月日		販売(予定)年月日	個数	販売対象数量(kg)
	年産	産地・銘柄等	量目(kg)	※4月1日以降に販売予定であるもののみ記入する。				
○○米穀店	30年産	○○県産コシヒカリ	30			平成30年10月1日	20	600
○○商事	30年産	○○県産ひとめぼれ	1,080			平成30年10月30日	5	5,400
スーパー△△	30年産	○○県産産ゆめみづほ	60			平成30年11月10日	15	900
□□□□食堂	30年産	○○県産ハナエチゼン	30			平成30年12月3日	10	300
北陸 花子	30年産	○○県産カグラモチ	5			平成30年12月25日	10	50
山川 海彦	30年産	○○県産コシヒカリ	5	平成31年3月3日		平成31年5月5日	10	50
合計							70	7,300

4月1日以降に米穀を引き渡す場合には、3月31日以前に契約していたことを証明する書類の添付が必要です。
(例: 契約書、注文票など)